

## 検査証明書添付に係る見直しについて

### 1. 制度の概要

- (1) 植物を輸入するときは、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項により、輸出国の政府機関により発行された検査証明書又はその写しを添付しているものでなければ、輸入してはならないとされている。
- (2) ただし、「栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないもの」については、輸入時に検査証明書又はその写しの添付は不要としており、具体的な植物は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 3 により規定。

### 2. 改正の内容等

- (1) 検査証明書等の添付を要しない植物は、うこんの乾燥したもの等 9 品目のみが規定されていたが、今般、最新の状況に基づき、科学的な根拠に基づくリスク評価を行った結果、乾燥、凍結等一定の加工処理が行われた植物については、検疫有害動植物が付着するリスクが低いことが判明。
- (2) このため、これらの植物について、検査証明書等の添付を不要とするための規則改正（規則第 5 条の 3 に加工処理された植物を追加規定）を行う。

### 3. 今後の対応

- (1) 規則等の改正  
検査証明書の添付を要しない植物を追加する改正規則について、官報公示及び施行、本改正に係るパブリックコメントへの回答を実施。（令和 2 年 8 月上旬）
  - (2) 検査証明書添付の徹底
    - ① 今般実施した検討において、検疫有害動植物が付着するリスクが低いと判断されなかった植物については、検査証明書添付の徹底を図ることとしていたが、一部の国及び輸入者等関係者からは、検査証明書の発行体制や物流への影響等について懸念が示されたところ。
    - ② このことについて、輸出国側での検査証明書の円滑な発行や物流への悪影響が生じることのないよう、政府間での協議・調整、国内外の関係者との意見交換に重点的に取り組むこととしており、このため、検査証明書添付の徹底の開始は相当程度の猶予期間を設け対応する。  
また、相当程度の猶予期間を設けること等について、SPS 通報により公表・周知を行う。
- (\*) 検査証明書添付の見直しに伴い、凍結された植物の輸入時の扱いも見直す予定であり、今後、関係者への周知を行う。